

令和3年8月

新潟県建築国民健康保険組合  
70歳以上前期高齢者の皆様

新潟県建築国民健康保険組合 本部事務局

### 「被保険者証 兼 高齢受給者証」の負担割合について

日頃、当国保組合の事業にご協力いただき、感謝いたします。

さて、本年8月以降に使用する「被保険者証 兼 高齢受給者証」がお手元に届いていることと存じますが、券面に表示されている「2割」又は「3割」※の窓口負担割合は本年7月5日に当組合が国の提供する手順で直接取得した令和3年度の税情報に基づいて判定を行ったものです。

つきましては、修正申告等により税情報に変更が生じる等の理由で、負担割合に疑義がある場合はお手数でも、被保険者証 兼 高齢受給者証を準備のうえ当組合本部まで「負担割合の再判定を希望」する旨ご連絡ください。負担割合を再度判定させていただきます。

※市町村民税課税標準所得が145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯は「現役並み所得者」に該当し、「被保険者証 兼 高齢受給者証」の窓口負担割合が「3割」と表示されます（70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満、70歳以上の被保険者が1人の場合、383万円未満の世帯を除く）。

新潟県建築国民健康保険組合  
TEL 025-231-2856